

森林整備担い手対策事業助成金事務取扱要領

平成28年4月1日制定

令和8年3月13日一部改正

第1 趣旨

森林整備担い手対策事業の実施については、次の各号に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

- 1 森林整備担い手対策事業実施要領
- 2 公益社団法人新潟県農林公社林業労働力確保支援センター事業助成金交付要綱

第2 助成対象事業

助成対象事業は、事業実施要領に掲げる次の事業とする。

- 1 林業事業体就労環境改善支援事業
- 2 就労環境整備促進事業
- 3 就労環境整備支援事業
- 4 雇用促進支援事業
- 5 林業機械リース・レンタル支援事業
- 6 林業機械作業システム新規導入等支援事業
- 7 森林施業プランナー等育成研修奨励事業
- 8 森林施業プランナー等認定奨励事業
- 9 森林施業プランナー活動支援事業
- 10 森林施業プランナー活動推進奨励事業
- 11 公社造林森林施業プランナー育成実践モデル事業
- 12 フォレストワーカー育成研修支援事業
- 13 フォレストワーカー育成研修奨励事業
- 14 フォレストワーカー等研修交流支援事業
- 15 現場指導者育成支援事業
- 16 フォレストリーダー等キャリアアップ支援事業
- 17 緑の担い手育成技能講習等支援事業
- 18 インターンシップ等支援事業
- 19 求人等広報活動支援事業

第3 助成金交付事務

1 助成金交付申請

(1) 助成金交付申請は、原則として、第2の1から19の各号に掲げる事業ごとに行うものとする。

(2) 申請時期

ア 申請者は、原則として事業の終了後、助成金交付要綱に規定する期日までに助成金交付申請を行うものとする。

(以下「事後申請」という。)

イ「林業事業体就労環境改善支援事業」「林業機械作業システム新規導入等支援事業」「森林施業プランナー等育成研修奨励事業」「森林施業プランナー活動支援事業」「フォレストワーカー育成研修支援事業」「フォレストワーカー育成研修奨励事業」「フォレストワーカー等研修交流支援事業」「現場指導者育成支援事業」「緑の担い手育成技能講習等支援事業」「求人等広報活動支援事業」は、事業実施通知で定める日までに助成金交付申請を行うものとする。(以下「事前申請」という。)

2 助成金の交付決定

代表理事は、事前申請事業の申請書の内容に不備がない場合は、助成金の交付決定をする。

3 助成金交付条件

(1) 代表理事は、必要に応じて交付条件を付するものとする。

(2) 事業主体は、交付条件を遵守しなければならない。

4 検査

(1) 代表理事は、次の書類の提出があった場合は、原則として書面で検査を行うものとするが、必要に応じて現地検査も行うものとする

ア 助成金交付申請書兼実績報告書（事後申請の場合）

イ 実績報告書（事前申請の場合）

5 助成金の算出

代表理事は、検査の結果に基づき、助成金の算出を行う。

6 助成金交付額の確定

代表理事は、5の結果に基づき、助成金交付額を確定する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 5 月 12 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。